

鶴岡市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)募集要項

1 目 的

本市では、熱中症による重大な健康被害の発生防止等を目的として、「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」を指定しています。市有施設のほかにも店舗や事務所等をクーリングシェルターとして開放していただける民間企業等を募集します。

2 ご協力を依頼する内容

- (1) 指定日から環境省の熱中症警戒情報運用期で、特に熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、営業時間内の範囲において施設を開放していただくこと
(開放可能日については応募時に明らかにすること)
- (2) クーリングシェルターとして施設を開放するときは、各施設の出入口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示したポスター等の掲出を行うこと
- (3) 利用見込人数に応じた休憩できる適切な空間が確保できること
(既設のもので可。)
- (4) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所での快適な室温を保つこと
- (5) 熱中症に関する普及啓発ポスター、パンフレット等の掲示、設置をすること

3 応募要件

- (1) クーリングシェルターの役割に同意でき、前記2を履行できること
- (2) 冷房設備があり、3人以上の休憩できるスペースを提供いただけること
- (3) 施設の名称、所在地、開放日及び開放時間帯、受入可能人数の公表に同意できること
- (4) 本市と協定書を締結できること。

4 施設の指定期間と運用期間

(1) 指定期間

指定を受けて協定を締結した場合、協定を更新しない旨の申出が無い場合は、引き続き1年間同一条件で更新となります。

(2) 運用期間

国が定める熱中症警戒情報運用期間（全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒情報が発表される期間）

6 募集期間及び応募方法

【募集期間】 随時受付します

【応募方法】 申込書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により下記あてご提出ください。

7 その他

- ・ 休憩に訪れた利用者の対応等は、各施設でお願いします
- ・ クーリングシェルターの開放にあたって必要な経費（冷房設備の電気代等）は各施設でのご負担となりますので予めご了承ください
- ・ 過度な勧誘や不当な営業など、当事業の趣旨にそぐわないと認められる場合は、指定を取り消す場合があります

【提出先及び問い合わせ先】

〒997-8601 山形県鶴岡市宝田三丁目13番6号
(つるおかエコファエア内)

鶴岡市役所 市民部 環境政策課

電話：0235-26-0139 FAX：0235-22-2879

電子メール：kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp